

「緊急事態措置」終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策期間 における県立学校の対応について

1 趣旨

「緊急事態措置」終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策として、県立学校において、次のとおり対応する。

2 対策期間

令和3年10月1日（金）から10月14日（木）まで

3 内容

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 学校内において、生徒同士で昼食をとった場面での集団感染が疑われる事例も発生していることから、児童生徒に対し、食事の際は向かい合わず距離をとって黙食し、食後は速やかにマスクを着けるよう、特に指導を徹底すること。
- ・ 登下校時の飲食は控え、速やかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。

(2) 授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンラインによる授業配信が必要となった場合には、生徒の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 感染リスクの高い活動（グループワーク、調理実習、接触する運動等）における、児童生徒の「接触」等についてはできるだけ避けることとし、実施する場合には一定の距離を保つなど工夫すること。

(3) 部活動について

- ・ 可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

- ・ 修学旅行や遠足等、校外で行う活動については、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討し、実施の際には感染対策を徹底すること。
- ・ 文化祭、体育祭等については、感染リスクの高い活動（飲食物の提供・騎馬戦等）は感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討し、実施の際には感染対策を徹底すること。

(5) 寄宿舍における感染症対策

- ・ 共有スペースではマスクを着用し、飲食は別々に行うなど、感染対策を徹底すること。
- ・ 現在、自宅へ帰省している生徒が寄宿舍へ戻る際には、発熱等の症状が無い場合に限ることとし、可能な限り感染リスクを減じた方法で移動するよう指導すること。
- ・ 寄宿舍から自宅への帰省は可能とする。ただし、帰省途中に寄り道をせず移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。